

# 長崎県公立大学法人職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則

平成17年4月1日  
細 則 第 2 号

改正 平成19年3月28日細則第2号  
改正 平成27年3月11日細則第3号  
改正 平成28年3月14日細則第5号  
改正 平成28年12月7日細則第12号  
改正 平成30年3月28日細則第9号  
改正 平成30年12月13日細則第14号  
改正 平成31年3月27日細則第1号  
改正 令和元年12月6日細則第3号  
改正 令和2年3月26日細則第13号  
改正 令和4年12月26日細則第13号  
改正 令和5年12月22日細則第7号  
改正 令和7年3月28日細則第5号

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、長崎県公立大学法人職員賃金規程（平成17年規程第11号。以下「賃金規程」という。）に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等の基準を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 賃金規程第3条第1項の給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける者をいう。
- (2) 昇格 職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
- (3) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (4) 経験年数 職員が職員として同種の職務に在職した年数をいう。
- (5) 必要経験年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。
- (6) 在級年数 職員が同一の職務の級に引き続き在職した年数をいう。
- (7) 必要在級年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な1級下位の職務の級における在級年数をいう。

一部改正 [平成19年細則第2号]

## 第2章 級別標準職務

### (級別標準職務)

第3条 賃金規程第3条第2項に規定する職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第1に定める級別標準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

## 第2章の2 級別資格基準

追加 [平成19年細則第2号]

(級別資格基準表)

第3条の2 教員給料表の適用を受ける職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、この細則において別に定める場合を除き、別表第2に定める級別資格基準表（以下「級別資格基準表」という。）に定めるとおりとする。

追加 [平成19年細則第2号]

(級別資格基準表の適用方法)

第3条の3 級別資格基準表は、職種欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する同表の職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。

- 2 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用するものとし、当該学歴免許等欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、別表第3に定める学歴免許等資格区分表(以下「学歴免許等資格区分表」という。)に定めるところによる。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合には、その資格に応じた区分によることができる。
- 3 前項の場合において、その者に適用される級別資格基準表の職種欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員に対する同表の学歴免許等欄の適用については、その最も低い学歴免許等の区分による。

追加 [平成19年細則第2号]

(経験年数の起算及び換算)

- 第3条の4 級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、同表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。
- 2 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いる学歴免許等の資格を取得した時以後の職員の経歴のうち、職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、理事長の定めるところにより職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。

追加 [平成19年細則第2号]

(経験年数の調整)

第3条の5 職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の区分に対して別表第4に定める修学年数調整表(以下「修学年数調整表」という。)に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者については、前条の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。

追加 [平成19年細則第2号]

(特定の職員の在級年数の取扱い)

第3条の6 第10条の規定の適用を受けた職員及び第11条第1号又は第2号に該当し、同条の規定の適用を受けた職員に級別資格基準表を適用する場合における在級年数については、他の職員との均衡を考慮して定める期間をその職務の級の在級年数として取り扱うことができる。

追加 [平成19年細則第2号]

### 第3章 新たに職員となった者の職務の級及び号給

一部改正 [平成19年細則第2号]

(新たに職員となった者の職務の級)

第4条 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じて決定するものとする。

(新たに職員となった者の号給)

第5条 新たに職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給が別表第5に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第15条第1項又は第16条第1項の規定により得られる号給とする。ただし、初任給基準表の職種欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表の職種欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号給は、その者の属する職務の級の最低の号給とする。

2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第7条から第11条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

一部改正 [平成19年細則第2号]

(初任給基準表の適用方法)

第6条 初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

2 初任給基準表の学歴免許等欄の区分の適用については、学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

(学歴免許等の資格による号給の調整)

第7条 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、同欄の号給とすることができる。

一部改正 [平成19年細則第2号]

(経験年数を有する者の号給)

第8条 新たに職員となった次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第5条第1項の規定による号給（前条の規定の適用を受ける者にあつては、同条の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を12月で除した数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

- (1) 法人が実施する競争試験の結果その他これに準じる方法による結果に基づいて職員となった者 その者の任用の基礎となった試験に合格した時以後の経験年数
- (2) 特殊の知識を必要とし、かつ、その職務の複雑、困難及び責任の度が前号に掲げる職と同等と認められる職に任用された職員で、前号に掲げる職員に準じて取り扱うことについて

てあらかじめ理事長の承認を得たもの　その者の職務に有用な免許その他の資格（前条の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数

(3) 前2号又は次号に該当する者以外の者　初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格（前条の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数

(4) 第1号又は第2号に該当する者以外の者で基準号給が職務の級の最低の号給（初任給基準表に掲げられている場合の最低の号給を除く。）である者　理事長が別に定める経験年数

2 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で前条の規定の適用を受けないものに対する前項の規定の適用については、同条の規定の適用を受けるものとした場合のその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数の年数と同項の規定による加える年数を合算した年数をもって、前項各号に定める経験年数とする。

3 第1項の規定を適用する場合における職員の経験年数の取扱いについては、前2項に定めるもののほか、第3条の4及び第3条の5の規程を準用する。

一部改正〔平成19年細則第2号〕

（下位の区分を適用するほうが有利な場合の号給）

第9条 前2条の規定による号給が、その者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもって、その者の号給とすることができる。

一部改正〔平成19年細則第2号〕

（人事交流等により異動した場合の号給）

第10条 次の各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給について、前2条の規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

(1) 長崎県職員

(2) 理事長が前号に掲げる者に準ずると認める者

一部改正〔平成19年細則第2号〕

（特殊の職に採用する場合等の号給）

第11条 次に掲げる場合において、号給の決定について第8条又は第9条の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、他の職員との均衡を考慮して、その者の号給を決定することができる。

(1) 顕著な業績等を有する者をもって充てる必要のある教授、准教授等の職に職員を採用しようとする場合

(2) 前号に掲げる場合のほか特殊の技術、経験等を必要とする職に職員を採用しようとする場合

一部改正〔平成19年細則第2号〕

## 第4章 昇格及び降格

### (昇格)

第12条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その職務の級について級別資格基準表に定める必要経年数又は必要在級年数によりその者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。

2 前項の規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が1年に満たない者を特に昇格させる必要があると理事長が特に認めるときは、この限りでない。

### (上位資格の取得等による昇格)

第13条 理事長が別に定める事由により、職員が上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には、前条の規定にかかわらず、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

### (特別の場合の昇格)

第14条 職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合は、第12条の規定にかかわらず、昇格させることができる。

### (昇格の場合の号給)

第15条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第6に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

2 前2条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 第13条の規定により職員を昇格させた場合において、前2項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、前2項の規定にかかわらず、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給とすることができる。

4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前3項の規定にかかわらず、理事長の定める号給とする。

一部改正 [平成19年細則第2号、平成28年細則第12号]

### (降格の場合の号給)

第16条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とする。

2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

一部改正 [平成19年細則第2号]

## 第5章 削除

削除 [平成19年細則第2号]

第17条から第19条まで 削除

削除〔平成19年細則第2号〕

## 第6章 昇給

（昇給日）

第20条 賃金規程第4条第6項の理事長が定める日は、第23条から第24条に定めるものを除き、毎年4月1日（以下「昇給日」という。）とする。

全部改正〔平成19年細則第2号〕

（勤務成績の証明）

第21条 賃金規程第4条第6項の規定による昇給（第23条又は第24条に定めるところにより行うものを除く。）は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

全部改正〔平成19年細則第2号〕

（職員の昇給の号給数）

第22条 職員を賃金規程第4条第6項の規程による昇給をさせる場合の昇給の号給数については、当分の間、別に定める。

全部改正〔平成19年細則第2号〕

（研修、表彰等による特別昇給）

第23条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める日に、賃金規程第4条第6項の規定による昇給をさせることができる。

- (1) 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- (2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰若しくは顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- (3) 職制又は予算の減少等により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合 退職の日

一部改正〔平成19年細則第2号〕

（特別の場合の昇給）

第24条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、理事長の定める日に、賃金規程第4条第6項の規定による昇給をさせることができる。

一部改正〔平成19年細則第2号〕

（最高号給を受ける職員についての適用除外）

第25条 この章の規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

一部改正〔平成19年細則第2号〕

## 第7章 特別の場合における号給の決定

一部改正 [平成19年細則第2号]

(上位資格の取得等の場合の号給の決定)

第26条 職員が新たに職員となったものとした場合に現に受ける号給より上位の号給を初任給として受けるべき資格を取得した場合(第15条第3項の規定の適用を受ける場合を除く。)又は理事長が定めるこれに準ずる場合に該当するときは、その者の号給を理事長の定めるところにより上位の号給に決定することができる。

一部改正 [平成19年細則第2号]

(復職時等における号給の調整)

第27条 休職にされた職員が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間又は休暇の期間(以下「休職等の期間」という。)を別表第7に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に理事長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

一部改正 [平成19年細則第2号]

(給料の訂正)

第28条 職員の給料の決定に誤りがあり、理事長がこれを訂正しようとするときは、その訂正を将来に向かって行なうことができる。

一部改正 [平成19年細則第2号]

## 第8章 補則

(この細則により難い場合の措置)

第29条 特別の事情によりこの細則の規定によることができない場合又はこの細則の規定によることが著しく不適當であると認められる場合には、別段の取扱いをすることができる。

一部改正 [平成19年細則第2号]

### 附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月28日細則第2号)

(施行期日)

- 1 この細則は、平成19年3月28日から施行し、平成18年4月1日(以下「切替日」という。)から適用する。ただし、第11条中「助教授」を「准教授」に、別表第1中「助手」を「助教」に、別表第2中「助手」を「助教」に改める規定は平成19年4月1日から施行する。

(切替日における昇格又は降格の特例)

- 2 切替日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして新細則第15条又は第16条の規定を適用する。

附 則 (平成27年3月11日細則第3号)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月14日細則第5号）

この細則は、平成28年3月14日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年12月7日細則第12号）

この細則は、平成28年12月7日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月28日細則第9号）

この細則は、平成30年3月28日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年12月13日細則第14号）

この細則は、平成30年12月13日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成31年3月27日細則第1号）

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月6日細則第3号）

この細則は、令和元年12月6日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月26日細則第13号）

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月26日細則第13号）

- 1 この細則は、令和4年12月26日から施行し、令和4年4月1日から適用する。  
（経過措置）
- 2 令和4年4月1日からこの細則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の長崎県公立大学法人職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則（以下「細則」という。）の規定による号給が改正前の細則の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の細則の規定にかかわらず、改正前の細則の規定による号給とするものとする。
- 3 この細則の施行の日から令和5年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

附 則（令和5年12月22日細則第7号）

- 1 この細則は、令和5年12月22日から施行し、令和5年4月1日から適用する。  
（経過措置）
- 2 令和5年4月1日からこの細則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の長崎県公立大学法人職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則（以下「細則」という。）の規定による号給が改正前の細則の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の細則の規定にかかわらず、改正前の細則の規定による号給とするものとする。
- 3 この細則の施行の日から令和6年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受け



ることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

附 則（令和 7 年 3 月 28 日 規程第 5 号）  
（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。  
（切替日における昇格、降格した職員の号給の特例）
- 2 令和 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）に昇格、降格（以下この条において「昇格等」という。）した職員については、当該昇格等がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則第 15 条、第 16 条の規定を適用する。  
（選考の結果に基づいて新たに職員となった者の号給の調整）
- 3 切替日前に選考（切替日に採用することを予定して行われたものであり、かつ、切替日に当該選考の結果に基づいて新たに職員となった部内のほかの職員があるものに限る。）の結果に基づいて新たに職員となった者の切替日における号給 については、その者が切替日に新たに職員となった者とした場合との均衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 4 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この細則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

別表第 1（第 3 条関係）

一部改正 [平成19年細則第 2 号、令和 2 年細則第13号]

ア 教員給料表級別標準職務表

| 職務の級 | 標準的な職務内容  |
|------|-----------|
| 1 級  | 大学の助教の職務  |
| 2 級  | 大学の講師の職務  |
| 3 級  | 大学の准教授の職務 |
| 4 級  | 大学の教授の職務  |

イ 事務職員給料表級別標準職務表

| 職務の級 | 標準的な職務内容                    |
|------|-----------------------------|
| 1 級  | 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う業務    |
| 2 級  | 特に高度の知識又は経験を必要とする困難な業務を行う職務 |
| 3 級  | 事務局のグループリーダーの職務             |
| 4 級  | 事務局の課長又は課長補佐の職務             |
| 5 級  | 事務局の次長の職務                   |
| 6 級  | 事務局の部長の職務                   |

別表第 2（第 3 条の 2 関係）

追加 [平成19年細則第 2 号]

級別資格基準表

| 職種  | 学歴免許等 | 職 務 の 級 |        |         |       |
|-----|-------|---------|--------|---------|-------|
|     |       | 1 級     | 2 級    | 3 級     | 4 級   |
| 教授  | 大学卒   |         | 0      | 3<br>9  | 別に定める |
|     | 短大卒   |         | 0      | 3<br>12 | 別に定める |
| 准教授 | 大学卒   | 0       | 6<br>6 | 3<br>9  |       |
|     | 短大卒   | 0       | 6<br>9 | 3<br>12 |       |
| 講師  | 大学卒   | 0       | 6<br>6 |         |       |
|     | 短大卒   | 0       | 6<br>9 |         |       |
| 助教  | 大学卒   | 0       |        |         |       |
|     | 短大卒   | 2.5     |        |         |       |

別表第3（第3条の3第2項関係）  
一部改正〔平成19年細則第2号〕

学歴免許等資格区分表

| 学歴免許等の区分 |          | 学歴免許等の資格                                                                                                                                            |
|----------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基準学歴区分   | 学歴区分     |                                                                                                                                                     |
| 大学卒      | 1 博士課程修了 | (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学院博士課程の修了<br>(2) 前記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格                                                                                  |
|          | 2 修士課程修了 | (1) 学校教育法による大学院修士課程の修了<br>(2) 前記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格                                                                                               |
|          | 3 大学6卒   | (1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科(同法第53条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。)又は獣医学に関する学科(修業年限6年のものに限る。)の卒業<br>(2) 前記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格 |
|          | 4 大学専攻科卒 | (1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業<br>(2) 前記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格                                                                                            |
|          | 5 大学4卒   | (1) 学校教育法による4年制の大学の卒業<br>(2) 気象大学校大学部(修業年限4年のものに限る。)の卒業<br>(3) 海上保安大学校本科の卒業<br>(4) 前記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格                                          |

別表第4（第3条の5関係）

一部改正〔平成19年細則第2号、令和7年細則第5号〕

修学年数調整表

| 学歴区分   | 修学年数 | 基準学歴区分       |              |              |
|--------|------|--------------|--------------|--------------|
|        |      | 大学卒<br>(16年) | 短大卒<br>(14年) | 高校卒<br>(12年) |
| 博士課程修了 | 21年  | (+) 5年       | (+) 7年       | (+) 9年       |
| 修士課程修了 | 18年  | (+) 2年       | (+) 4年       | (+) 6年       |
| 大学6卒   | 18年  | (+) 2年       | (+) 4年       | (+) 6年       |
| 大学専攻科卒 | 17年  | (+) 1年       | (+) 3年       | (+) 5年       |
| 大学4卒   | 16年  |              | (+) 2年       | (+) 4年       |
| 短大3卒   | 15年  | (-) 1年       | (+) 1年       | (+) 3年       |
| 短大2卒   | 14年  | (-) 2年       |              | (+) 2年       |
| 短大1卒   | 13年  | (-) 3年       | (-) 1年       | (+) 1年       |
| 高校専攻科卒 | 13年  | (-) 3年       | (-) 1年       | (+) 1年       |
| 高校3卒   | 12年  | (-) 4年       | (-) 2年       |              |
| 高校2卒   | 11年  | (-) 5年       | (-) 3年       | (-) 1年       |
| 中学卒    | 9年   | (-) 7年       | (-) 5年       | (-) 3年       |

備考

- 1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定められるところによる。
- 2 この表に定める年数(修学年数欄の年数を除く。)は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数(以下「調整年数」という。)を示す。この場合において(+)の年数は加える年数を、(-)の年数は減ずる年数を示す。
- 3 等級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分(その区分に属する学歴免許等の資格を含む。)が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該等級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。
- 4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学又は歯学に関する課程を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。
- 5 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数及び調整年数について理事長が別段の定めをした職員については、理事長が別に定める修学年数及び調整年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。

別表第 5 （第 5 条第 1 項関係）  
一部改正 [平成19年細則第 2 号]

初任給基準表  
ア 教員給料表初任給基準表

| 職種 | 学歴免許等  | 初任給        |
|----|--------|------------|
| 助教 | 博士課程修了 | 1 級 3 1 号給 |
|    | 修士課程修了 | 1 級 1 3 号給 |
|    | 大学卒    | 1 級 1 号給   |

イ 事務職員給料表初任給基準表

| 職種 | 学歴免許等  | 初任給        |
|----|--------|------------|
| 一般 | 大学卒業程度 | 1 級 2 5 号給 |

別表第 6（第15条関係）

一部改正〔平成19年細則第 2 号、平成27年細則第 3 号、平成28年細則第 5 号、平成30年細則第 9 号、平成30年細則第14号、平成31年細則第 1 号、令和元年細則第 3 号、令和 4 年細則第13号、令和 5 年細則第 7 号、令和 7 年細則第 5 号〕

昇格時号給対応表

ア 教員給料表昇格時号給対応表

| 昇格した日の<br>前日に受けて<br>いた号給 | 昇格後の号給 |     |     |
|--------------------------|--------|-----|-----|
|                          | 2 級    | 3 級 | 4 級 |
| 1                        | 1      | 1   | 1   |
| 2                        | 1      | 1   | 1   |
| 3                        | 1      | 1   | 1   |
| 4                        | 1      | 1   | 1   |
| 5                        | 1      | 1   | 1   |
| 6                        | 1      | 1   | 1   |
| 7                        | 1      | 1   | 1   |
| 8                        | 1      | 1   | 1   |
| 9                        | 1      | 1   | 1   |
| 10                       | 1      | 1   | 1   |
| 11                       | 1      | 1   | 1   |
| 12                       | 1      | 1   | 1   |
| 13                       | 1      | 1   | 1   |
| 14                       | 1      | 1   | 1   |
| 15                       | 1      | 1   | 1   |
| 16                       | 1      | 1   | 1   |
| 17                       | 1      | 1   | 1   |
| 18                       | 1      | 2   | 1   |
| 19                       | 1      | 3   | 1   |
| 20                       | 1      | 4   | 1   |
| 21                       | 1      | 5   | 2   |
| 22                       | 1      | 5   | 2   |
| 23                       | 1      | 6   | 2   |
| 24                       | 1      | 6   | 2   |
| 25                       | 1      | 7   | 2   |
| 26                       | 1      | 7   | 2   |
| 27                       | 1      | 8   | 2   |
| 28                       | 1      | 8   | 2   |
| 29                       | 1      | 9   | 3   |
| 30                       | 1      | 10  | 3   |
| 31                       | 1      | 11  | 3   |
| 32                       | 1      | 12  | 3   |
| 33                       | 1      | 13  | 3   |
| 34                       | 2      | 14  | 3   |
| 35                       | 3      | 15  | 3   |
| 36                       | 4      | 16  | 4   |
| 37                       | 5      | 17  | 4   |
| 38                       | 6      | 18  | 4   |
| 39                       | 7      | 19  | 4   |
| 40                       | 8      | 20  | 4   |
| 41                       | 9      | 21  | 4   |

|    |    |    |   |
|----|----|----|---|
| 42 | 10 | 22 | 4 |
| 43 | 11 | 23 | 4 |
| 44 | 12 | 24 | 4 |
| 45 | 13 | 25 | 4 |
| 46 | 14 | 26 | 5 |
| 47 | 15 | 27 | 5 |
| 48 | 16 | 28 | 5 |
| 49 | 17 | 29 | 5 |
| 50 | 17 | 30 | 5 |
| 51 | 18 | 31 | 5 |
| 52 | 18 | 32 | 5 |
| 53 | 19 | 33 | 5 |
| 54 | 19 | 34 | 5 |
| 55 | 20 | 35 | 6 |
| 56 | 20 | 36 | 6 |
| 57 | 21 | 37 | 6 |
| 58 | 21 | 38 | 6 |
| 59 | 21 | 39 | 6 |
| 60 | 22 | 40 | 6 |
| 61 | 22 | 41 | 6 |
| 62 | 22 | 41 | 6 |
| 63 | 23 | 42 | 6 |
| 64 | 23 | 42 | 7 |
| 65 | 23 | 43 | 7 |
| 66 | 24 | 43 | 7 |
| 67 | 24 | 44 | 7 |
| 68 | 24 | 44 | 7 |
| 69 | 25 | 45 | 7 |
| 70 | 25 | 45 | 7 |
| 71 | 26 | 45 | 7 |
| 72 | 26 | 46 | 7 |
| 73 | 27 | 46 | 7 |
| 74 | 27 | 46 | 7 |
| 75 | 28 | 47 | 7 |
| 76 | 28 | 47 | 7 |
| 77 | 29 | 47 | 7 |
| 78 | 29 | 48 | 7 |
| 79 | 30 | 48 | 7 |
| 80 | 30 | 48 | 7 |
| 81 | 31 | 49 | 7 |
| 82 | 31 | 49 | 8 |
| 83 | 32 | 50 | 8 |
| 84 | 32 | 50 | 8 |
| 85 | 33 | 51 | 8 |
| 86 | 33 | 51 |   |
| 87 | 33 | 52 |   |
| 88 | 34 | 52 |   |
| 89 | 34 | 52 |   |
| 90 | 34 | 52 |   |
| 91 | 35 | 52 |   |

|     |    |    |  |
|-----|----|----|--|
| 92  | 35 | 52 |  |
| 93  | 35 | 52 |  |
| 94  | 36 | 52 |  |
| 95  | 36 | 52 |  |
| 96  | 36 | 52 |  |
| 97  | 37 | 52 |  |
| 98  | 37 | 52 |  |
| 99  | 37 | 52 |  |
| 100 | 37 | 52 |  |
| 101 | 38 | 52 |  |
| 102 | 38 | 52 |  |
| 103 | 38 | 52 |  |
| 104 | 38 | 52 |  |
| 105 | 39 | 52 |  |
| 106 | 39 |    |  |
| 107 | 39 |    |  |
| 108 | 39 |    |  |
| 109 | 40 |    |  |
| 110 | 40 |    |  |
| 111 | 40 |    |  |
| 112 | 40 |    |  |
| 113 | 41 |    |  |
| 114 | 41 |    |  |
| 115 | 41 |    |  |
| 116 | 41 |    |  |
| 117 | 42 |    |  |
| 118 | 42 |    |  |
| 119 | 42 |    |  |
| 120 | 42 |    |  |
| 121 | 43 |    |  |
| 122 | 43 |    |  |
| 123 | 43 |    |  |
| 124 | 43 |    |  |
| 125 | 43 |    |  |
| 126 | 44 |    |  |
| 127 | 44 |    |  |
| 128 | 44 |    |  |
| 129 | 44 |    |  |
| 130 | 44 |    |  |
| 131 | 45 |    |  |
| 132 | 45 |    |  |
| 133 | 45 |    |  |
| 134 | 45 |    |  |
| 135 | 45 |    |  |
| 136 | 46 |    |  |
| 137 | 46 |    |  |
| 138 | 46 |    |  |
| 139 | 46 |    |  |
| 140 | 46 |    |  |
| 141 | 47 |    |  |



イ 事務職員給料表昇格時号給対応表

| 昇格した日の前<br>日に受けていた<br>号給 | 昇格後の号給 |     |     |     |     |
|--------------------------|--------|-----|-----|-----|-----|
|                          | 2 級    | 3 級 | 4 級 | 5 級 | 6 級 |
| 1                        | 1      | 1   | 1   | 1   | 1   |
| 2                        | 1      | 1   | 1   | 1   | 1   |
| 3                        | 1      | 1   | 1   | 1   | 1   |
| 4                        | 1      | 1   | 1   | 1   | 1   |
| 5                        | 1      | 1   | 1   | 1   | 1   |
| 6                        | 1      | 1   | 1   | 1   | 1   |
| 7                        | 1      | 1   | 1   | 1   | 1   |
| 8                        | 1      | 1   | 1   | 1   | 1   |
| 9                        | 1      | 1   | 1   | 1   | 1   |
| 10                       | 1      | 1   | 1   | 2   | 1   |
| 11                       | 1      | 1   | 1   | 3   | 1   |
| 12                       | 1      | 1   | 1   | 4   | 1   |
| 13                       | 1      | 1   | 1   | 5   | 1   |
| 14                       | 1      | 1   | 1   | 6   | 2   |
| 15                       | 1      | 1   | 1   | 7   | 3   |
| 16                       | 1      | 1   | 1   | 8   | 4   |
| 17                       | 1      | 1   | 1   | 9   | 5   |
| 18                       | 1      | 1   | 1   | 10  | 6   |
| 19                       | 1      | 1   | 1   | 11  | 7   |
| 20                       | 1      | 1   | 1   | 12  | 8   |
| 21                       | 1      | 1   | 1   | 13  | 9   |
| 22                       | 1      | 2   | 2   | 14  | 10  |
| 23                       | 1      | 3   | 3   | 15  | 11  |
| 24                       | 1      | 4   | 4   | 16  | 12  |
| 25                       | 1      | 5   | 5   | 17  | 13  |
| 26                       | 1      | 6   | 6   | 18  | 14  |
| 27                       | 1      | 7   | 7   | 19  | 15  |
| 28                       | 1      | 8   | 8   | 20  | 16  |
| 29                       | 1      | 9   | 9   | 21  | 17  |
| 30                       | 1      | 10  | 10  | 22  | 18  |
| 31                       | 1      | 11  | 11  | 23  | 19  |
| 32                       | 1      | 12  | 12  | 24  | 20  |
| 33                       | 1      | 13  | 13  | 25  | 21  |
| 34                       | 2      | 14  | 14  | 26  | 22  |
| 35                       | 3      | 15  | 15  | 27  | 23  |
| 36                       | 4      | 16  | 16  | 28  | 24  |
| 37                       | 5      | 17  | 17  | 29  | 25  |
| 38                       | 6      | 18  | 18  | 30  | 26  |
| 39                       | 7      | 19  | 19  | 31  | 27  |
| 40                       | 8      | 20  | 20  | 32  | 28  |
| 41                       | 9      | 21  | 21  | 33  | 29  |
| 42                       | 10     | 22  | 22  | 34  | 29  |
| 43                       | 11     | 23  | 23  | 35  | 30  |
| 44                       | 12     | 24  | 24  | 36  | 30  |

|    |    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|
| 45 | 13 | 25 | 25 | 37 | 31 |
| 46 | 14 | 26 | 26 | 38 | 31 |
| 47 | 15 | 27 | 27 | 39 | 32 |
| 48 | 16 | 28 | 28 | 40 | 32 |
| 49 | 17 | 29 | 29 | 41 | 33 |
| 50 | 18 | 30 | 30 | 42 | 33 |
| 51 | 19 | 31 | 31 | 43 | 34 |
| 52 | 20 | 32 | 32 | 44 | 34 |
| 53 | 21 | 33 | 33 | 45 | 35 |
| 54 | 21 | 33 | 34 | 46 | 35 |
| 55 | 22 | 34 | 35 | 47 | 36 |
| 56 | 22 | 34 | 36 | 48 | 36 |
| 57 | 23 | 35 | 37 | 49 | 37 |
| 58 | 23 | 35 | 37 | 50 | 37 |
| 59 | 24 | 36 | 37 | 51 | 38 |
| 60 | 24 | 36 | 38 | 52 | 38 |
| 61 | 25 | 37 | 38 | 53 | 38 |
| 62 | 25 | 38 | 38 | 54 | 38 |
| 63 | 26 | 39 | 39 | 55 | 38 |
| 64 | 26 | 40 | 39 | 56 | 38 |
| 65 | 27 | 41 | 39 | 57 | 38 |
| 66 | 27 | 41 | 40 | 58 | 38 |
| 67 | 28 | 42 | 40 | 59 | 38 |
| 68 | 28 | 42 | 40 | 60 | 38 |
| 69 | 29 | 43 | 41 | 60 | 39 |
| 70 | 29 | 43 | 41 | 60 | 39 |
| 71 | 29 | 44 | 41 | 60 | 39 |
| 72 | 30 | 44 | 42 | 60 | 39 |
| 73 | 30 | 45 | 42 | 61 | 39 |
| 74 | 30 | 45 | 42 | 61 | 39 |
| 75 | 31 | 45 | 43 | 61 | 39 |
| 76 | 31 | 45 | 43 | 61 | 39 |
| 77 | 31 | 45 | 43 | 61 | 39 |
| 78 | 32 | 46 | 44 | 62 | 39 |
| 79 | 32 | 46 | 44 | 62 | 39 |
| 80 | 32 | 46 | 44 | 62 | 39 |
| 81 | 33 | 46 | 45 | 63 | 40 |
| 82 | 33 | 46 | 45 | 64 | 40 |
| 83 | 33 | 47 | 45 | 65 | 40 |
| 84 | 34 | 47 | 45 | 66 | 40 |
| 85 | 34 | 47 | 46 | 67 | 41 |
| 86 | 34 | 47 | 46 |    |    |
| 87 | 35 | 47 | 46 |    |    |
| 88 | 35 | 48 | 46 |    |    |
| 89 | 35 | 48 | 47 |    |    |
| 90 | 36 | 48 | 47 |    |    |
| 91 | 36 | 48 | 47 |    |    |

|     |    |    |    |  |  |
|-----|----|----|----|--|--|
| 92  | 36 | 48 | 47 |  |  |
| 93  | 37 | 49 | 47 |  |  |
| 94  |    | 49 | 47 |  |  |
| 95  |    | 49 | 47 |  |  |
| 96  |    | 49 | 48 |  |  |
| 97  |    | 49 | 48 |  |  |
| 98  |    | 50 | 48 |  |  |
| 99  |    | 50 | 48 |  |  |
| 100 |    | 50 | 48 |  |  |
| 101 |    | 50 | 48 |  |  |
| 102 |    | 50 | 48 |  |  |
| 103 |    | 51 | 49 |  |  |
| 104 |    | 51 | 49 |  |  |
| 105 |    | 51 | 49 |  |  |
| 106 |    | 51 | 49 |  |  |
| 107 |    | 51 | 49 |  |  |
| 108 |    | 52 | 49 |  |  |
| 109 |    | 52 | 49 |  |  |
| 110 |    | 52 |    |  |  |
| 111 |    | 52 |    |  |  |
| 112 |    | 52 |    |  |  |
| 113 |    | 52 |    |  |  |
| 114 |    | 52 |    |  |  |
| 115 |    | 52 |    |  |  |
| 116 |    | 52 |    |  |  |
| 117 |    | 53 |    |  |  |
| 118 |    | 53 |    |  |  |
| 119 |    | 53 |    |  |  |
| 120 |    | 53 |    |  |  |
| 121 |    | 53 |    |  |  |
| 122 |    | 53 |    |  |  |
| 123 |    | 53 |    |  |  |
| 124 |    | 53 |    |  |  |
| 125 |    | 53 |    |  |  |

別表第 7（第27条関係）  
一部改正〔平成19年細則第 2 号〕

休職期間等換算表

| 休職等の期間                                                                                                                                                           | 換算率      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 就業規則第17条第1項第1号の規定による休職(業務上の負傷若しくは疾病又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下この表において同じ。))による負傷若しくは疾病に係るものに限る。)又は業務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病に係る休暇の期間 | 3分の3以下   |
| 勤務時間等規程第17条第2項に規定する介護休暇の期間                                                                                                                                       | 2分の1以下   |
| 就業規則第17条第1項第1号の規定による休職(業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。)又は業務外の負傷若しくは疾病による休暇(通勤による災害に係るものを除く。)の期間                                                             | 2分の1以下   |
| 地方公務員法第28条第2項第2号の規定による休職の期間(無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。)                                                                                                                | 3分の3以下   |
| その他理事長が必要と認める期間                                                                                                                                                  | 理事長が定める率 |

備考

この表により換算する休職等の期間は、復職等の日において受ける給料月額を受けるに至った日以後の休職等の期間に限るものとする。